

大型養豚施設計画 市も関わりを

行政の範囲内で対応する



畑山 親弘
(市政・社民クラブ)

議員 仙ノ沢開拓地域の大型養豚施設計画について、会派でアンケートを実施した。市街地と農村部、旧市と旧町のバランスを考慮し、市内全世帯の約二〇%、五千四百十六世帯に送付し、回収率は二二・九六%だった。排水対策、飲料水、淡水魚への影響や奥入瀬川のイ

メージを損なうかなどの設問に対し、七〇%以上の方が慎重・反対だった。この結果を、市長はどのように受けとめているか。また、市民の安全、安心を願う声と受けとめ、事業者並びに地域住民代表者と協議する考えは。

民生部長 当初の計画を変更し、懸案事項だった排水問題など、地域住民の声に配慮したと聞いており、アンケート結果は現状を反映したものではないと考えています。事業計画が関係法令に抵触していない場合、市として協議する考えはもっていません。

議員 大変つれない回答だ。地域では、今なお大きな不安があり、このままでは両者の関係は平行線だ。市民の生活と安全を守るため、行政が関わ

市長 事業者が開く説明会に、担当職員も出席させ、範囲はありますが、行政としての対応をします。

議員 西小稲地区や並

木西地区を住居表示する考えは。

民生部長 今後も居住人口の増加が見込まれる地域と予測されますが、伸び率も少ないため、現在のところ考えていません。



早期に住居表示を

議員 中央病院の院内保育所の概要は。

病院事業管理者 開設時期は平成二十六年四月、運営は委託方式の予定です。

病院事務局長 対象年齢は、生後八週間を経過したゼロ歳児から三歳に達した日以降、最初の三月三十一日を経過する日までの乳幼児、保育時間は午前七時三十分から午後七時までです。保育料は現在検討中です。

現在検討中です。



杉山 道夫
(市政・社民クラブ)

まちづくり基本条例

議会の議決権との整合性は

議会の意思決定は拘束せず

議員 ことし四月から施行された、まちづくり基本条例について、第二十三条第一項に「市長は重要な事項で住民の意思を問う必要を認めた場合に、住民投票を実施する」とある。また、第二項に「市長及び議会は、投票の結果を尊重する」とある。

議員 第五條第二項に、「子どもの人権を守る」とあるが、子どもの権利の内容は、

企画財政部長 あくまで市民の思いを大切に理解していただくという点で、議会の意思決定までも拘束する意図ではありません。

議員 第五条に、「子どもは、まちづくりに参加する権利がある」と定めているが、具体的にどのような方法で参加するのか。

方法で参加するのか。

総務部長 この条例は、基本的な理念や原則を定めたもので、既存の条例や規則で趣旨にそぐわないものがあれば、改正しながら整備します。新たな事業については、条例や規則、計画などを策定する段階で適切に反映させます。

議員 第六條に、「市民は、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利がある」としているが、具体的な基準を示す必要があるのでは。

企画財政部長 この条例は理念的な条例であり、これにより何かを決めるものではないです。個々の事案が必要があれば、その都度対応します。

議員 民生福祉、教育委員会とも関わるので、条例

委員会とも関わるので、条例



条例をもとに実効性のある取り組みを